⑵　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

技術連携共同企業体にあっては、代表者は四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「Ａ等級」または「Ｂ等級」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

技術連携共同企業体の代表者以外の構成員は、四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「Ｃ等級」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、高知県内に本店（建設業法の土木一式工事の許可を有する本店）を有すること。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

技術連携共同企業体にあっては、代表者は、四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

技術連携共同企業体の代表者以外の構成員は、四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,000点以上であること（上記２）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,000点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下「同種工事」という。）における施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

ただし、参加希望者が共同企業体（技術連携共同企業体を除く）である場合にあっては全ての構成員が、平成23年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事

・ＮＡＴＭ工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が80㎡以上であること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。

参加希望者が技術連携共同企業体である場合にあっては、代表者は平成23年度以降に元請けとして以下に示す同種工事における施工実績を有していること。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事

・ＮＡＴＭ工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が80㎡以上であること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。

技術連携共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成23年度以降に以下に示す同種工事における施工実績を有していること。（海外認定・表彰制度により認定された実績を含む。）。

・トンネル工事の施工実績（元請けまたは下請けとしての施工実績）

なお、元請けとしての施工実績が共同企業体の場合、構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

なお、すべてにおいて当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

準備期間を含まない専任期間としては、令和９年６月～令和10年12月28日までを予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成23年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。ただし、参加希望者が特定建設工事共同企業体又は技術連携共同企業体である場合にあっては、代表構成員の配置予定技術者が、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成23年度以降に元請けとして上記工事の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。